

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の修正内容 (教育委員会関係)

### [県立学校]

#### ① 教育活動

○県外で活動する場合 (修学旅行を含む) においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

○感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

#### ② 部活動

○県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数 (応援を含む)、移動方法については慎重に選定する。

○合宿については、まん延防止等重点措置実施区域では実施しない。